



広報 **おおくわ**

- 所有者不明土地の解消に向けて …………… 2～3 P
- 縄跳び・写真ニュースをいただきました …… 4 P
- 消防団出初式 …………… 5 P

2023. **2**

No.580

所有者不明土地の

解消に向けて



日本各地で、誰が所有している土地かわからない、いわゆる所有者不明土地が増えています。所有者不明土地は所有者による適切な管理がされないため、周辺環境の悪化を招いたり、公共事業の妨げになることがあります。

高齢化が進む中、このような土地は今後も増え続けることが予想されます。このため、これらの土地に関する制度が変わります。

今月は、所有者不明土地の問題点や遺産相続など多くの人が関係する制度の変更等について紹介いたします。この機会に所有する土地等の管理について確認してください。

所有者不明土地

所有者不明土地とは、不動産登記簿を確認しても所有者がわからなかったり、所有者に連絡がつかなくなってしまう土地のことです。発生の原因は、相続の際に登記の名義変更が行われなかったり、転居の際に住所変更の登記が行われていないこと等が挙げられます。このような土地は日本各地で増加し続けており、国土交通省の調査では、国土の約22%が所有者不明土地で、その面積は九州よりも大きくなるとの報告がされています。

所有者不明土地の問題点

通常、不動産の所有者は不動産登記簿に登記されますが、相続が発生してもそれに伴って相続登記がされないこと、登記簿の情報が最新ではなく、それを活用したい人やその土地を適正に管理したい人が所有者に接触しようとしても所有者の探索に多大な時間と費用がかかったり、探索しても真の所有者にたどり着けない時もあります。前段でも述べましたが、管理不全の土地は周辺環境の悪化を招いたり公共事業などを円滑に進めるうえでも妨げにもなります。

村内でも、登記簿が更新されずおらず所有者が不明となっている土地が確認されています。これらが環境へ悪影響を与え、公共事業の支障となる可能性があります。



解消に向けた制度の改正

所有者不明土地の解消を目的として、令和3年4月に民法等の一部を改正する法律と相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立、公布されました。これにより所有者不明土地の発生を予防したり、すでに発生している所有者不明土地の解消や土地の円滑な利活用を可能にする次のような制度が創設され、令和5年4月から順次施行されています。施行予定の制度の中で主なものを紹介します。

相続登記の見直し

現在は、相続登記の申請が義務付けられておらず、申請をしなくても大きな問題にならなかったため、費用や手間をかけたまで登記の申請をしない相続人がいました。所有者不明土地の発生原因は、相続時に登記の名義変更が行われていないことがあり、それが約66%を占めています。今回の見直しでは相続登記の申請を義務化して、所有者不明土地の発生を予防します。令和6年4月以降は、相続等により不動産を取得した人は、所有権を取得したことを知った

日から3年以内または遺産分割が成立した日から3年以内に登記の申請をする必要があります。正当な理由がなく申請をしなかった場合、過料が科される可能性があります。

令和8年4月までには、住所等の変更登記の申請も義務化されます。現在、相続登記や住所等の変更登記が行われていない土地も義務化の対象となるため注意が必要となります。

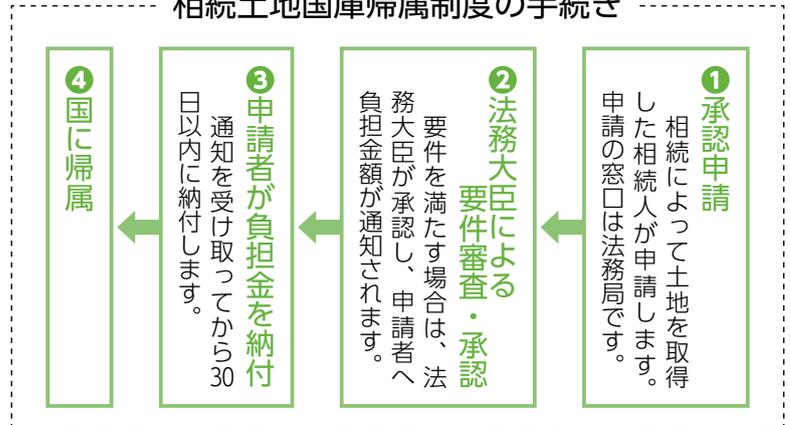
相続土地国庫帰属制度

土地を相続したが使い道がなく、手放そうにも引き取り手が見つからず困っている土地は、所有者不明土地の予備軍といわれています。そこで所有者不明土地の発生を防ぐため、相続土地国庫帰属制度が新たに設けられました。これは、10年分の土地管理費相当額を負担することで、土地を手放し、国に引き取ってもらうことができる制度です。

相続等により土地の所有権を取得した人が申請することができません。



相続土地国庫帰属制度の手続き



- しかし次のような土地は、管理や処分には多くの費用が掛かってしまうことから、引き取りの対象外となります。
- 建物、工作物等がある土地
- 土壌汚染や埋設物がある土地
- 危険な崖がある土地
- 境界が明らかでない土地
- 担保権等の権利が設定されている土地
- 通路等として他人による使用が予定される土地

共有制度の見直し

現在の制度では、共有状態にある不動産で所在が分からない共有者がいると、利用や処分をするための意思決定ができない場合があります。このような所有者不明土地を解消するため、共有制度の見直しがされます。

利用しやすくする見直し

土地や建物等の共有物に軽微な変更をするときに共有者全員の同意は不要となり、持分の過半数で決定できます。所在不明な共有者がいる時は地方裁判所に申し立てて決定を受けることで、管理や変更処分をすることができます。

共有関係の解消

所在不明の共有者がいる場合、他の共有者が地方裁判所へ申し立てることで所在不明の共有者の持分を取得したり、所在不明の共有者の持分を含む不動産全体を第三者へ譲渡することができます。

相続登記をするには？

主な制度改正の中でも、相続登記の申請の義務化は多くの人が関係します。

相続登記の申請は法務局で受け付けており、木曽郡内では長野地方法務局木曾支局が窓口となっています。戸籍関係書類を取得し、登記申請書を作成し提出します。登記申請書の作成は自分で行うことも可能ですが、専門的な知識や時間、労力が必要となるため、司法書士へ依頼する人もいます。

長野県司法書士会では、2月を「相続登記はお済ですか月間」と定め、県内司法書士事務所と相続登記に関連した相談を無料で受け付けているので、活用してください。(詳細は広報1月号No.579の10ページをご覧ください)

早めの対応を

相続登記をせず長期間放置すると、関係者がネズミ算式に増え、将来的に所有者不明土地となってしまう可能性があります。相続登記していない土地や建物を所有している人は、申請義務化が始まる前に、早めに対策をしましょう。

不動産登記の手続や制度改正の詳細は、長野地方法務局のホームページをご確認ください。



▲長野地方法務局ホームページ

二 縄跳びをいただきました

IHIターボ労働組合から縄跳び100本と大縄10本が寄贈されました。1月20日、同組合書記長の大平幸一さんが役場を訪れ、縄跳びを貴舟村長に手渡ししました。

IHIターボ労働組合では地域貢献活動に取り組んでおり、その一環として子どもたちの心身の成長を願って縄跳びを寄贈しています。

縄跳びは、小中学校、保育園で使用されます。
ありがとうございました。



▲ 寄贈された大縄で縄跳びをする児童たち

三 写真ニュース寄贈

大桑小学校へ有限会社平田管業店から写真ニュース1年分と写真ニュースの掲示板が寄贈されました。

写真ニュースは経済や政治、社会、スポーツ等のできごとを写真と共に紹介するもので、毎月更新されます。

同社社長の大前清彦さんは「子どもたちが社会に関心を持つきっかけになれば」と思い寄贈した」と話しました。



▲ 寄贈された写真ニュースを読む児童

郵便局でマイナンバーカード申請

3月31日まで、村内3カ所の郵便局の窓口で、マイナンバーカードの申請ができるようになりました。

郵便局の職員が、申請に必要な顔写真の撮影や申請書類の記入補助を行います。予約は不要です。

まだマイナンバーカードの申請が済んでいない人で、カードの交付を希望する人は、利用してください。
※マイナンバーカードの受取は役場で行います。

実施郵便局

須原郵便局・大桑郵便局・野尻郵便局

受付日時

平日 午前9時～午後5時
(窓口営業時間内)

受付期間

令和5年3月31日(金)まで

持ち物

マイナンバーカード交付申請書
(申請書がある人のみ)

※申請書がなくても、郵便局に

備え付けの申請書で申請ができます。

申請から受取まで

申請から約1カ月後に、村からカード受取のお知らせが届きます。はがきに住所と氏名を記入後、記載された書類を持参して役場へ来庁してください。

第2弾

マイナポイント延長

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が、令和5年2月末までに再延長されました。それに併せて、期限までにマイナンバーカードを申請した人がポイントを申し込めるよう、マイナポイントの申込期限が2月末から延長される予定です。

問い合わせ先

住民課 住民係

Tel * 55・3080

三 アップ・10・ブック贈呈

1月25日、大桑小学校でアップ・10・ブックの贈呈が行われ、野知里教育長から大桑小学校4年生の児童へ本が手渡されました。

これは、ブックスタート事業の一環として、子どもの心の成長や読解力の向上を目的とし、生後10か月や小学校入学等の節目に本を贈呈するものです。今回は、10歳を迎える子どもたちが対象となり、選定リストから自ら選択した本を贈りました。



▲贈呈の様子



▲早速開封し読み始める様子

贈呈された本は「シートン動物記」や「長くつ下のピッピ」といった子どもたちに人気のある本で、10歳の子どもたちにもさわしいものを大桑子ども本の会が選定しました。

子どもたちは本を受け取ると、早速読み始める子もいれば、表紙を眺めたり、友達と見せ合ったりと嬉しそうにしています。

また、1月21日に行われた立志式でも、中学2年生の生徒に本が贈呈されました。

三 消防団出初式

1月8日、大桑村民体育館で令和5年大桑村消防団出初式が行われました。

式辞で登玉慎二団長は「消防団は団員一丸となって村の防災の要となるよう努力していく」と決意を述べました。

分列行進では、須原地区の街中を団長を先頭に行進しました。沿道には多くの住民が並び、迫力のあるラッパ班の演奏や堂々たる行進に拍手を送っていました。



消防団員募集

大桑村消防団は地域防災の中核として、地域の安心、安全を守るために活動しています。活動にはより多くの人材が必要ですが、消防団員数は年々減少しています。このまま団員数の減少が続くと、消火活動や平時の啓発活動等に支障が出る可能性があります。

団員は随時募集していますので、興味のある人は危機管理係へ問い合わせてください。

● 入団資格

村に在住または勤務する18歳～46歳の人

● 主な活動

- ・ 火災発生時の消火活動
- ・ 自然災害への対応
- ・ 発災時に備えた訓練
- ・ 各種行事への参加
- ・ 広報活動、火の元点検

▼ 問い合わせ先

総務課 危機管理係
Tel * * 55・3080

申告相談のおしらせ

2月16日(休)から令和4年分所得税及び令和5年度分住民税の申告相談が始まります。

日程や会場は、広報1月号を見ていただくか、税務係まで問い合わせください。



申告が必要な人

次のいずれかに該当する人

- ① 事業所得がある人（農業、営業、不動産、個人年金、譲渡、一時所得、売電など）
- ② 2か所以上から給与を受けている人
（ただし全ての給与を合算して年末調整を受けた人を除く）
- ③ 年末調整をしていない人、年末調整に誤りのある人
- ④ 医療費控除、寄付金控除、雑損控除、（1年目の）住宅借入金特別控除等を受ける人

※申告の内容によっては税務署へ直接申告していただく場合があります。

※①～③に該当人には事前に役場から通知はがきを発送します。



申告の際に持参いただくもの

- ・役場、税務署からの通知はがき
- ・収入のわかるもの（源泉徴収票・収支内訳書など）
- ・通帳および登録印
- ・各種控除を受けるための証明書（国民年金保険料支払証明書など）
- ・マイナンバーカード
※なお、マイナンバーカードをお持ちでない場合は通知カードと本人確認書類が必要になります。
- ・利用者識別番号のわかる書類
※利用者識別番号は、税務署より発送されます「確定申告のお知らせハガキ」に記載されております。また、役場会場で申告された人は「利用者識別番号の通知」の控えをお渡ししておりますので、そちらをお持ちください。

医療費控除について

【対象になる医療費の要件】

- ▶ 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに、自身が支払ったまたは生計を一緒にしている配偶者や親族のために支払った医療費
- ※控除を受ける人の所得により控除額が変わります。
- ※インフルエンザなどの予防接種は、「治療」でないため対象になりません。

【準備するもの】

- ▶ 加入保険機関などが発行する医療費通知
- ▶ 領収書（令和4年中の領収のもの）
受診した人別、医療機関別、薬局別、日付順に整理して、それぞれの合計金額を出してください。
- ▶ 生命保険会社などが発行する医療費を補てんする保険金がかかる書類

▶ 問い合わせ先 住民課 税務係 TEL ** 55 - 3080

申告相談会場でマイナンバーカード申請

役場1階会議室で実施する申告相談に併せて以下の期間中マイナンバーカードの申請をサポートします。

マイナンバーカードを持っていない人はこの機会に作成しませんか。

開催日	2月16日(木)～17日(金)	9:30～16:00
	3月2日(木)～15日(水)	

※申告相談と同様に、土日祝日は行いませんので注意してください。

持ち物：①本人確認書類（免許証や保険証など）

②QRコード付きの交付申請書（通知カードの下部、国から送付された申請書など）

※交付申請書がない場合でも村内に住所のある人は役場で申請書を発行できます。

発行に時間がかかるため申請書がない人は事前に連絡してください。

▶ 問い合わせ先 住民課 住民係 TEL ** 55 - 3080

車の手続きは
お済みですか？

自動車税、軽自動車税は、4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。

売却や譲渡などにより車が手元にならない場合でも、3月31日までに名義変更手続きが完了していないと令和5年度も引き続き課税されます。忘れずに手続きをしましょう。



▼ 問い合わせ先

● 自動車の場合

松本自動車検査登録事務所

TEL 050・5540・2043

● 軽自動車の場合

軽自動車検査協会

長野事務所松本支所

TEL 050・3816・1855

● 大桑村ナンバーの車両の場合

住民課 税務係

TEL ** 55・3080

地域おこし 協力隊です。

大桑村の皆さん、こんにちは。
空き家担当、狛館です。

狛館 えんたて
和 ひと

2年半が経過します。これまでも多くの空き家を空き家情報バンクに登録していただきました。私が就任したときには、ちょうど50件目の物件が登録されましたが、今ではその2倍近くまで増えています。コロナ禍で村外の方にはなかなかアピールできないもどかしさがあります。が、1人でも多くの村内引っ越し希望者、村外の移住希望者を増やしていきたいと考えていますので、引き続きよろしくお願いたします。

活動について

毎月の空き家相談会開催、空き家情報バンクを補足するためのブログ運営、空き家内覧のお手伝いなど、これまでと同様の活動を行っています。前回の記事（令和4年9月号）でも触れましたが、今年度に入ってから

物件の登録希望が増えており、令和5年1月末現在で約20件の新規登録がありました。

今回は、ここ最近の動向についてご紹介します。

最近の動向

物件登録件数の増加に伴って、利用希望者からの問い合わせも増えています。

最近の問い合わせで希望条件として聞かれたものは、『宿場町にある』『周りに家が少ない』『土地が広い』『農地がある』等があります。

登録されている物件には、古くに建てられたものも多く、『下水道につながっていない（汲み取り）』『大規模な改修が必要』など、一見、需要がなさそうに見えるものでも、希望条件を満たしていれば興味を持ってくれる方がいらっしやいます。

実際に、下水道につながっていない、台所もトイレもない、空き家になって数十年経った物件（もちろんそのままでは住めません）が、『広い農地があって周りに家が少ない』という理由で、空き家情報バンクに掲載

して1週間で契約成立に至りました。所有者の方にとっては価値のないと思うような物件でも、魅力の感じ方は人それぞれで、購入したい、借りたいと思う方は意外といろいろではないかと日々感じています。

空き家所有者の方へ

空き家相談会でもいいですし、仕事で帰りが遅いなどお忙しい方は私にご連絡いただいても結構ですので、遠慮なくご相談いただければと思います。売れない、借り手がないと思いませんか？、まずは第一歩として、空き家情報バンクに登録してみてください。

▼問い合わせ先

地域おこし協力隊 狛館

TEL 080・6932・3915

(月曜日を除く)

✉ okuwa.kyouryoku@gmail.com



▲ブログ
「長野県大桑村の
空き家情報」

電源立地 地域対策交付金

電源立地地域対策交付金事業は、発電施設の設置によって生じた自然環境、生活環境への影響を緩和するために国から市町村に交付金が交付されるものです。

令和4年度は交付金を活用し、次の事業を行いました。

- 大桑保育園運営事業
保育士の人件費
1207万円
- 大桑中学校運営事業
講師の人件費
500万円
- 大桑村スポーツ公園整備事業
村民体育館駐車場整備工事
1200万円
- ・ テニスコート芝生化工事
2041万円





受けていますか

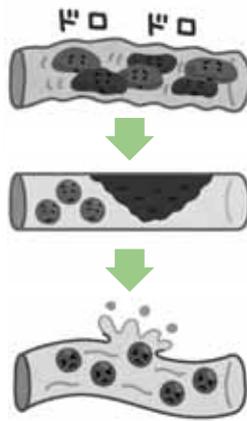
健康診断(実践編)

先月号で、毎年健康診断を受けるメリットと村の健康診断の結果で血糖値と脂質が高値であることを紹介しました。今回は血糖値や脂質が人体にどのような影響を与えるかなどを紹介します。

血糖値、脂質の値が高まると…

血糖値が高いと全身の細かい血管が傷つけられます。目や腎臓といった細かい血管が多い器官は特に影響を受けやすく、進行すると糖尿病性網膜症や糖尿病性腎症などになり、失明や透析に至る可能性があります。

脂質、特にLDLコレステロールが高いと、全身の血管の中に多く漂い、次第に血管の内側にこびりつくようになります。この状態が続くと、血管が徐々に詰まり脳梗塞や心筋梗塞などを引き起こし、最終的に破裂し脳出血などにつながります。



血糖と脂質の値が高い状態は、早期発見、早期治療、生活習慣の見直しで改善することが可能です。しかしどちらも痛みなどの症状が現れないため放置してしまうことが多く、糖尿病や脂質異常症は年々増加傾向にあります。このように痛みなどの症状がない身体はSOSに気付くためには健康診断を受け、生活習慣の改善が重要です。

血糖や脂質の値が高くなるのは、日頃の生活リズムなどの生活習慣やストレス、家族の病歴、加齢など多くの要因が考えられます。今

回は、そのうちの1つである生活リズムについて注目してみます。

生活リズムを見直そう

まずは自分の1日の生活リズムを確認してみましょう。特にポイントとなるのは、食事や間食、就寝時間です。また1週間で1日の生活リズムが大きく変化している日も確認してください。特に休日は朝食が遅くなったり、欠食がちだったり生活リズムが崩れやすいので注意します。

● 食事や間食

よく「バランスよくご飯を食べましょう」と言われます。食事のバランスを整える第一歩は決まった時間に朝昼夕の3回の食事をとることです。間食が増えたり、3食食べていてもおやつや間食の量が多過ぎれば体内に過度な負担をかけることになります。常に糖分などカロリーのあるものを食べていると、身体は消化をするために休む間も



なく働き続けます。このようにバランスの悪い状態は血管や臓器を疲れさせ、身体に悪影響を与えてしまいます。

食べ過ぎや飲み過ぎは体重計測で評価することができません。直近半年で体重が急激に上昇している人は3食の量を見直す前に、間食やお酒の量を見直しましょう。

● 睡眠

不規則な就寝時間や短い睡眠時間などの質の悪い睡眠では、日中の疲労が回復しにくくなります。質の悪い睡眠が続くと食欲を抑えるホルモンが減少し逆に食欲を促進させるホルモンが増え、食事のバランスが崩れやすくなります。就寝時にはスマホなどの光の刺激が強いものを避けるなど規則的な睡眠に心がけ、ホルモンのバランスを整えることが重要です。

終わりに

健診結果から自身の身体の状態を知り、改善につなげることが大切です。毎年実施している村の健康診断を積極的に受診してください。

シニア大学
学生募集

木曽保健福祉事務所

TEL 25・2218

令和5年度長野県シニア
大学木曽学部部の学生を募集
します。

長野県シニア大学は、シ
ニア世代の多様な生き方や
価値観、地域性を大切にし、
地域の課題や学習を通して
社会参加活動のきっかけづ
くりを目的にしています。
卒業後は地域社会の一員と
して地域と関わる人材の育
成を目指します。

募集期間

令和5年2月1日(水)

～3月31日(金)

対象者

概ね50歳以上の人

講座日数・時間

年間18日間

1日あたり4時間



内容

〈教養講座〉

一般教養、移動講座

〈趣味・健康・交流講座〉

書道、俳句、盆栽、デ
ジタルカメラなど

〈地域づくり講座〉

社会参加活動実践講座

会場

木曽合同庁舎

授業料

1万2千円

(他に趣味・健康・交流
講座で教材費の一部負
担あり)

募集案内

募集案内及び入学願書は
役場、村民体育館、野尻地
区館にあります。

自衛官等募集

自衛隊長野地方協力本
部松本地域事務所

TEL 0263・36・2787

受付期間

幹部候補生 (一般)

3月1日(水)～4月14日(金)

第1回一般曹候補生

3月1日(水)～5月9日(火)

自衛官候補生

年間を通じて受付

予備自衛官補 (一般及び
技能)

1月10日(火)～4月6日(木)

採用時期

幹部候補生 (一般)

令和6年3月中旬

一般曹候補生・自衛官候
補生

4月上旬

令和6年3月下旬

4月上旬

予備自衛官補

令和5年7月以降

※詳しくは問い合わせしてく
ださい。

各種無料相談

行政書士無料相談会

長野県行政書士会
中信支部

TEL 0263・87・3798

長野県行政書士会松本支
部では、次の日程で無料相
談会を開催します。

日時

2月23日(木)

午前10時～午後3時

※事前予約が可能です。

会場

上松町ひのきの里総合文
化センター 1階音楽室

相談内容

相続手続、自動車登録、
クーリングオフ、賠償請求
関係など

その他

中信地区の各地でも開催
します。詳細は問い合わせ
てください。

昔の借金電話相談

長野県司法書士会

TEL 026・232・7492

長野県司法書士会では、
過去の借金についての司法
書士による電話無料相談を
実施します。

日時

3月4日(土)

電話番号

0120・448・788
(フリーダイヤル)

相談例

昔借りた借金の返済請求
がきた場合、払う必要は
あるか

借りた覚えのない借金の
請求が来
たときは
どうすれ
ば良いか



信州パーキング・
パーミット制度

長野県地域福祉課

TEL 026・232・0053

体が不自由な人、見た目
では分からない内部障が
い・難病患者、要介護高齢
者、2歳未満の子ども連れ
の妊産婦等の歩行が困難な
人を対象に、公共施設や大
規模商業施設等の入り口に
近い障がい者用駐車場へ優
先的に駐車できる「利用
証」を発行しています。
発行を希望する人は役場
福祉係もしくは木曽保健福
祉事務所へ申請してくださ
い。

3月の行事予定

1 水
2 木 胃・大腸検診 7:00~ (大桑村役場) らくらく筋トレ教室 (野尻地区館)
3 金 胃・大腸検診 7:00~ (大桑村役場)
4 土
5 日
6 月
7 火 健康教室 (野尻地区館)
8 水 GSの日 13:30~ (殿分館)
9 木 胃・大腸検診 7:00~ (大桑村役場)
10 金 胃・大腸検診 7:00~ (大桑村役場)
11 土
12 日
13 月
14 火 健康教室 (野尻地区館)
15 水
16 木 中学校卒業式 らくらく筋トレ教室 (野尻地区館)
17 金
18 土 小学校卒業式 図書館deシネマvol.4 (大桑村役場)
19 日
20 月 なんでも相談 13:00~ (野尻地区館)
21 火 もぐもぐリサーチ “スパイスカレー”の会 (役場調理室)
22 水
23 木 保育園卒園式 らくらく筋トレ教室 (野尻地区館)
24 金
25 土
26 日
27 月
28 火
29 水
30 木
31 金

※新型コロナウイルスの状況により中止になる可能性があります。



教室	会場	時間	開催日
英 会 話	①	14:00	1、8、15、22、29
英 会 話	①	19:30	1、8、15、22、29
押し花教室	②	10:00	15
パッチワーク	⑦	9:30	8、22
レザークラフト	⑦	9:30	7
陶 芸 教 室	④	10:00	24、25
コール・マルベリー	②	19:30	1、15、22
	①	19:30	8、29
詩吟岳風会大桑教室	⑥	13:00	7、14、28
大正琴糸瀬会	③	13:00	14、28
リフレッシュヨーガ	⑦	19:00	1、8、15、22
ヨ ガ	②	14:00	11、25
あゆみ整体教室	⑦	19:00	休み
フラ教室〈昼〉	③	13:30	6、13、20
フラ教室〈夜〉	③	19:30	7、28
大桑ダンシングフレンズ	⑤	14:00	11、25
日本舞踊はなやぎ会	⑤	14:00	4、18
池坊いけばな教室	③	12:30	14、28
笑 い ヨ ガ	②	13:30	23

会 場 ①役場、②野尻地区館、③須原地区館、④殿分館、
⑤村民体育館、⑥橋場分館、⑦弓矢分館
※各教室とも随時参加者を募集しています



1月13日
 まめっこ 小正月制作 (だるま作り)



1月21日 中学校2年生 立志式



📷 1月のできごと

1月14日
 どんど焼き (弓矢地区)



1月27日
 小学校3年生
 コカリナづくり

村の人口

1,499 世帯 (前月比 - 1 世帯)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
出生	1	1	2
死亡	6	5	11
転入	1	3	4
転出	4	1	5
総人口 (前月比)	1,639 (-8)	1,747 (-2)	3,386 (-10)

(2月1日現在・住民基本台帳登録人数)

3月の緊急当番医

日	緊急医名	電話番号
5日(日)	王滝村診療所 (王滝村)	48-2731
12日(日)	原内科医院 (木曾町福島)	22-2678
19日(日)	芦沢医院 (上松町)	52-2018
21日(火)	古根医院 (大桑村)	55-1188
26日(日)	田沢医院 (木曾町開田)	44-2008

木曾病院 (木曾町福島) TEL 0264-22-2703
 坂下診療所 (中津川市坂下) TEL 0573-75-3118
 中津川市民病院 (中津川市) TEL 0573-66-1251

表紙によせて

これまで、役場中央ホールに飾られている藤岡牧夫さんの4点の絵のうち3点を紹介してきましたが、今回は最後の1点「つららで遊ぶ」を紹介します。
 この絵は、雪が降り積もった長野地区の田畑で子どもたちが雪遊びをしているところを描いたものです。
 少年時代を大桑村で過ごした藤岡さんは、今でも大きなつららや雪が積もった光景を見ると村での生活を思い出すとのこと。「おもちゃが十分に無かった時代には、雪やつらは子どもたちにとっては魅力的な遊び道具であり思い出深い」と話しました。